

■ 当行を取り巻く環境

当行に対するご理解を深めて頂くために、当行を取り巻く環境の中で主要なトピックスである 金融債、不良債権、西暦2000年問題、外形標準課税について、当行がどう考え、対応しているかを説明いたします。

Q 1 金融債について教えてください。

Question 「みずほフィナンシャルグループ」の創設により、金融債の発行はどのようになりますか。

Answer 当行の発行する金融債は、流通性・商品性の面で幅広い投資家のみなさまのニーズに適応しており、発行残高は本年3月末現在で約20兆円に達しています。

「みずほフィナンシャルグループ」にとっても、金融債は極めて重要な資金調達手段であり、金融制度の枠組みの中で、引き続き金融債を発行していきたいと考えています。

Question 普通銀行の社債や5年物利付国債の発行が始まりましたが、興銀の資金調達への影響はありませんか。

Answer 昨年10月に普通銀行の社債発行が解禁され、また本年2月以降、5年物利付国債が毎月発行されていますが、当行の金融債販売は順調であり、資金調達に特段の影響は出ていません。

面等で当行の金融債とは全くジャンルが異なる運用対象であると受け止められています。国債が市場にとって無理のない規模で発行される限り、当行の資金調達への影響は極めて軽微なものに止まると考えています。

当行の金融債の残高は、昨年度も順調に増加しています。割引債については、足許低金利が続いていることや平成7年以降のワイドの大量償還資金のシフトの反動があって、約2,400億円減少したものの、当行の調達の大きな柱となっている金融法人・機関投資家向けの5年物募集債の直接販売分については、約3,600億円増加しています。

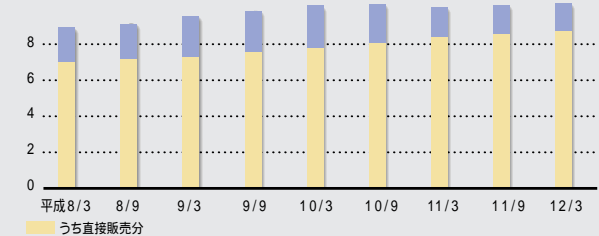
当行としても、5年物募集債の条件決定を従来の0.1%刻みから0.05%刻みに変更して、市場実勢により近い条件設定とする等、金融債の商品性改善に努めていますが、不断の経営努力を積み重ね、資金調達基盤をより一層強固なものにしていく所存です。

これまで発行された普通銀行の社債は、小ロットで、不定期発行が中心となっています。預金を基本的な資金調達手段としている普通銀行は、当行とは債券発行のスタンスが異なっており、当行が長年築き上げてきた確固たる販売ネットワークを通じ、まとまったロットで定期的に発行する金融債の販売に今後とも特段の影響を与えるものではないと考えています。

また、5年物利付国債については、機関投資家からはレート

当行5年物募集債残高の推移

当行の資金調達の柱である、5年物募集債の残高は安定的に推移しています。
(単位:兆円)



Q 2 不良債権について教えてください。

Question 不良債権処理の現状・見通しについて教えてください。

Answer 不良債権の処理については、平成7年度の住専処理、平成9年度の自己査定の本格的な開始に伴う処理に続き、平成10年度も高水準の予防的な処理を行ったため、平成11年度を含む直近5年間の累計で2兆9,324億円(損失額ベース)となりました。

平成11年度は、金融監督庁の金融検査マニュアル等に準拠した保守的かつ合理的な3行統一の「自己査定基準」および

「償却・引当基準」に基づき、平成10年度に引き続き、資産健全性の一層の向上・改善を図る見地から、予防的な引当処理を

不良債権処理損の推移

(単位:億円)

| | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 合計 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 不良債権処理損 | 8,560 | 2,612 | 6,338 | 8,578 | 2,688 | 28,776 |
| 一般貸倒引当金純繰入額 | 4 | 211 | 140 | 665 | 471 | 549 |
| 合計 | 8,564 | 2,823 | 6,478 | 9,243 | 2,216 | 29,324 |

前倒しで行いました。さらに、バルクセール等の債権売却や直接償却等のいわゆる最終処理も積極的に促進した結果、合計で2,216億円（一般貸倒引当金純戻入額を除くと2,688億円）の不良債権処理損を計上しました。但し、これは直近5年間のうちでは最小額であり、不良債権処理損は平成10年度をピークに減少傾向に転じたと言えます。

また、期末の開示債権額については、平成12年3月末のリスク管理債権の合計額は1兆6,432億円、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権の合計で1兆6,566億円となり、平成11年3月末に比べいずれも2,000億円強減少しました（開示債権額はいずれも取立不能見込額控除後）これは回収や売却による最終処理を促進したこと、新規の不良債権発生が減少してきたことが主因です。さらに、当行の特徴としては、全開示債権の過半が、比較的毀損度が低い「貸出条件緩和債権」や「要管理債権」であることが挙げられます。なお、リスク管理債権・金融再生法開示債権とも定義の性質上、一定のリスク管理は必要ではあるものの元本の回収には懸念がない債権も多く含んでいるため、開示債権の全額が不良債権という訳ではありません（98ページ参照）

上記の結果、平成12年3月末の保全率は破産更生債権及びこれらに準ずる債権は100%、危険債権は95.2%、要管理債権は58.0%となり、すでに十分な水準に達しました。信用リスク管理の厳格化を進めていること等ともあいまって、今後の不良債権処理損は大幅に縮小するものと考えています。

リスク管理債権の状況

（単位：億円）

| | 平成11年3月末残高 | 平成12年3月末残高 | 残高増減 |
|-------------------|---------------|---------------|--------------|
| 破綻先債権 | 452 | 461 | 9 |
| 延滞債権 | 12,360 | 7,370 | 4,990 |
| 3か月以上延滞債権 | 84 | 99 | 14 |
| 貸出条件緩和債権 | 5,544 | 8,502 | 2,957 |
| リスク管理債権 合計 | 18,441 | 16,432 | 2,009 |

破綻先債権及び延滞債権について、取立不能見込額を控除した場合の残高を記載しております。なお、控除した金額は、平成12年3月末は破綻先債権731億円、延滞債権2,820億円、平成11年3月末は破綻先債権1,009億円、延滞債権1,462億円であります。

金融機能再生緊急措置法に基づく開示債権の状況

（単位：億円）

| | 平成11年 3月末残高 | 平成12年 3月末残高 | 残高増減 | 平成12年 3月末保全率 | 平成12年 3月末引当率 |
|-------------------|----------------|----------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1,116 | 1,664 | 548 | 100.0% | 100.0% |
| 危険債権 | 11,977 | 6,300 | 5,677 | 95.2% | 91.3% |
| 要管理債権 | 5,629 | 8,601 | 2,971 | 58.0% | 42.2% |
| 上記債権 合計 | 18,723 | 16,566 | 2,157 | 76.4% | 60.0% |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権について、取立不能見込額を控除した場合の残高を記載しております。なお、控除した金額は、平成12年3月末は3,635億円、平成11年3月末は2,724億円であります。保全率＝（担保保証等＋貸倒引当金＋特定債務者支援引当金）／債権額（信用部分に対する）引当率＝（貸倒引当金＋特定債務者支援引当金）／債権額のうち信用部分



自己査定について教えてください。



自己査定の目的

平成10年4月に金融機関の健全性確保のため、銀行の自己資本比率が一定水準以下になった場合に業務改善命令等の措置が発動される「早期是正措置」が導入されました。各銀行は、自己資本比率を算出するため、自己責任原則に基づき、貸出金等の資産の健全性を判定することが必要となりました。自己査定とは、このように、銀行の資産の健全性を銀行自身で判定するために実施するものです。

自己査定の概要

自己査定は、まずお取引先の経営状況を分析し、「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」という5つのカテゴリ（債務者区分）に区分します。次に、担保の状況等を勘案の上、債権をその回収の危険性に依りて4つの段階に

分類します。この自己査定の結果、回収の可能性が低いと判断される資産については、当行の規定に基づき、償却や貸倒引当金の計上を実施しています。このような財務上の不良債権処理がなされた後の財政状態によって算出した自己資本比率が、常に一定以上の水準を確保していることが求められています。

自己査定の実施体制

自己査定は、半期毎に営業部店によって第一次査定、さらに審査部によって第二次査定を実施し、その結果を営業部店や審査部とは独立した組織である考査部が検証・監査をし、相互に牽制機能が働く体制になっています。また、銀行が実施した自己査定の結果は、監査法人の監査対象にもなっています。

なお、当行は「みずほフィナンシャルグループ」の創設に先立ち、平成12年3月期決算より、(株)第一勧業銀行、(株)富士銀行と自己査定における行内基準を同一のものとしました。



債権放棄に対する考え方について教えてください。



そもそも、当行が貸出した債権を放棄することは、有り得ないということが大原則です。しかし、その原則を押し通した場合、銀行の利害を超えた社会的悪影響が懸念される場合もあります。

例えば、ある企業において、その技術力、生産力、販売力等の存続が社会的に十分意義が認められる場合、あるいはその企業が破綻した場合、下請企業の連鎖倒産、大量失業等、地域経済に与える悪影響が甚だしくなる場合もあります。

また、そのような企業が現経営者の経営責任を含め自他ともに認めるギリギリの厳しい再建計画を作成し、実行している

にも拘わらず、最後に債務の一部が負担となって、どうしても再建の見込みが立たない場合もあります。

一方、このような場合に、債権の回収だけを考えた時、その企業を直ちに破綻させるよりも、債権放棄を行うことによって立ち直りを図った方が、結果的に回収額が大きくなると期待できる場合もあります。

こうしたケースには、大変思い悩むところではありますが、当行としても状況によって慎重に検討した上で、債権放棄を行うこともあります。



3 興銀は西暦2000年問題にどのように対応していますか。



当行では、コンピューター西暦2000年問題への対応を、経営の最重要課題の一つと位置付け、システム部門担当常務取締役、並びに総合企画部担当常務取締役を委員長とする2000年問題推進委員会が、全行的な方針の決定並びに対応の推進を行っています。

具体的には、昨年6月末までに、情報システムや設備機器の修正・テスト・入替えをすべて完了し、それ以降本年3月までのシステムの修正は原則凍結の方針で、対応水準の維持に努めました。また、万々に備えた危機管理計画も策定し、事前のリスク軽減策を実施するとともに、非常時の業務継続策に

基づき手作業での業務遂行訓練も実施しました。

さらに、年末年始や閏日前後には、全行的な取り組み体制で、国内外のコンピューターシステム並びに設備の稼動状況を24時間体制で監視しました。これまでのところ、特段問題は生じておりませんが、今後も引き続き監視を行っていく方針です。

なお、これまでの対応費用は、平成10年度、平成11年度の2カ年度の総額で約120億円となっています。この費用には、ハード・ソフトの新規購入・修正・テスト費用のみならず、弁護士・コンサルタント費用、行員の人件費等も含まれています。



4 興銀は外形標準課税に対し、どのように対応していきますか。



石原慎太郎東京都知事は、本年2月7日に突然、『都内で事業活動を行う年度末の資金量が5兆円以上の銀行に対して、課税標準を国内店業務粗利益、税率を3%とする新しい税金を課す』という構想を公表しました。

当該新税については、導入プロセスの不透明さに加えて、実体法および手続上からも憲法・地方税法の諸規定に照らして問題がある旨の指摘がされています。政府も2月22日に“閣議口頭了解”として新税についての見解を公表し、『合理的理由があるか疑問』という表現で法的な問題があることを明確に指摘しています。

全国銀行協会(全銀協)は、こうした問題のある新税創設に際し、都議会に公平かつ十分な審議を要請してきましたが、誠に遺憾ながら3月30日の都議会本会議において可決・承認され、4月1日には直ちに施行されることになりました。

当行としては、納税者となる対象銀行に対して十分納得できる説明および資料提供のないまま条例を制定した、その導入プロセスに加えて、法的にも多くの問題があると考えています。司法という公開の場において、改めて客観的な観点から公平かつ十分な議論を尽くして頂くために、極力早い時期に訴訟を提起するというを前提に、鋭意検討を進めています。

